

## 第7回八王子市職拡大闘争委員会

### (経過・日程)

別紙

### (報告事項)

#### 1. 地域集会

### (協議事項)

#### 1. 09春闘方針について

##### (1) 統一要求書についての確認

別資料

##### (2) 自治労 09 春闘全国統一行動指標

###### ①賃金の改善

物価上昇に見合うベースアップ、臨時・非常勤職員の賃金改善、公共民間の賃金の底上げを図ります。

###### ②ワークライフバランスの実現と職場のワークルールの確立

所定勤務時間 1 日 7 時間 45 分の実現と育児短時間勤務制度の導入、臨時・非常勤の雇用継続と処遇改善、さらに公正労働の実現を取り組めます。

###### ③市民の暮らしと生活を守るための、公共サービスを再構築

福祉人材確保と地域医療確保、環境・食の安全、公共サービス基本法の制定を求める行動と質の高い公共サービス実現するために入札改革と公契約条例の制定をめざします。

##### (3) 闘争本部の中心的課題

###### ①新年度の人員体制確保

###### ②政策制度実現に向けた各あり方検討会協議の推進

###### ③臨時・非常勤職員の処遇改善と組織化(嘱託職員報酬協議等)

###### ④全ての公共サービスに従事する労働者の労働条件引き上げ

(指定管理者制度の検証、総合評価方式から公契約条例に向けた取り組み)

##### (4) 日程等

2月 19 日(木) 批准投票集約日

25 日(水)連合三多摩春闘集会 (立川市民会館) 5%

3月 2 日(月) 春闘要求書提出基準日(予定)

4 日(水) 四団体春闘交流集会

7日(土)連合中央春闘総決起集会(明治公園) 10%

9日(月) 要求書回答日

10日(火)都本部春闘総決起集会(中野ゼロホール)10%

11日(水)八王子公共労・臨職組合春闘学習会(学園都市都市センター)

「自分が解雇、雇い止めにあったら」

13日(金)戦術設定(29分時間内食い込み集会)

## 2. 勤務時間の見直しについて

### (1) 勤務時間短縮に関して現段階での確認

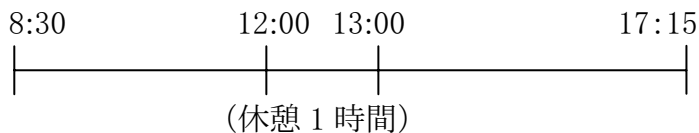
1日の勤務時間について7時間45分とする。

実施日は09年4月1日からとする。

### (2) 引き続き解決すべき課題

#### ① 休憩時間の確認(原則1時間、全職場について確認が必要)

各職場ごとの勤務時間及び休憩時間の配置について点検中  
例(本庁通常)



#### ② 時間外勤務の対象時間

(考え方)

- ・勤務時間が8:30から17:15の場合、17:15分からは対象
- ・1日につき7時間45分を超える勤務(時間外勤務)について100分の125の支給対象とする

#### ③ 時間休暇の取得の考え方

- ・これまで同様に30分単位での取得とする
- ・年次休暇及び特別休暇(子ども看護休暇、介護休暇等)の残日数が「0」になる場合、端数に15分が生じる可能性があり、現在取り扱いについて協議中

#### ④ 4時間代休(看護休暇4時間取得)の取得時の考え方

- ・従前どおり、4時間単位とすることで検討中

### (3) その他の課題

嘱託職員の勤務時間及び報酬の考え方

特例臨時職員の勤務時間及び賃金単価の考え方

## 3. その他